

宜野湾市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成23年 12月16日

宜野湾市監査委員
米 須 厚
上 地 安 之

1. 監査の期間

平成23年11月4日から平成23年12月16日まで

2. 監査の対象

市民経済部

市民生活課・環境対策課・農水振興課・商工振興課・市民課

3. 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・平成23年度4月から10月までの契約関係文書
- ・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

【市民経済部】

共通事項

・文書の取扱いについて

契約関係の一連文書で、紙起案を行った事案が完結したときは、市文書取扱規程第38条第1項第2号により、「完結登録を行い、原議書に完結年月日を記入し完結印を押さなければならない。」とされているが、完結した文書に完結年月日の記入もれや完結印の押印もれ等があり、一部の文書については決裁日の記入もれもある。また、文書は同規程第41条第3項第1号に則り編綴されたい。

市民生活課

1．交通指導員補助員の傷害保険の契約について

- (1) 当該契約において、見積依頼を年度開始前に行い見積結果報告書にその徴取した前年度日付の見積書を添付しているが、年度開始前に見積書を徴取することは予算の裏づけがなく地方自治法第208条の会計年度独立の原則に反している。また、市財務規則第97条に予定価格はあらかじめ設定しなければならないとあり、予定価格設定前に見積書を徴取するのは契約の手順として不適切である。
- (2) 保険料の消費税は非課税であるが、見積結果報告書の見積記載金額に100分の5を加算した金額で見積決定額とされているのは適切ではない。

2．交通指導員補助員の傷害保険の契約及び宜野湾市交通指導員の傷害保険の契約について

- (1) 当該契約において、市財務規則第117条第2項第7号により契約保証金を免除するとして「契約者が履行しない場合、損害賠償金として契約金額の100分の10を徴収する。」としている。しかしながら、同条第1項は「契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。」としており損害賠償金という文言は適切ではない。また、履行しない場合に納付させる金額は、契約金額の100分の10以上と正しく記載するべきである。
- (2) 当該契約は、契約期間が平成23年4月1日から平成24年3月31日で保険料の支払いが平成23年4月5日となっている。しかしながら、契約保険約款第3章基本条項の第6条第3号には、「保険期間が始まった後でも、当社は、補償適用の原因が生じた時が保険料領収前である場合は、保険金を支払いません。」とあり契約期間を保険適用期間との関連性から検討されたい。

3. 消費生活講演会チラシ自治会未加入者への配布委託契約について

- (1) 当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用し随意契約を締結しているが、同号は契約の相手方を特定するもので契約金額まで拘束するものではないにもかかわらず予定価格の具体的な積算根拠が示されず予定価格金額と契約金額が同額となっており不適切である。市財務規則第97条第2項の規定に則り設定されたい。
- (2) 見積書の宛名が発注者として係名になっているが、契約者として首長名で徴すべきである。
- (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用し随意契約を締結する際は、市財務規則第113条第2項に基づき事前公表、事後公表を行わなければならない。しかしながら、事前公表はなされているものの平成23年8月31日で業務は完了しているにもかかわらず契約締結後の事後公表がなされていないのは適切ではない。

4. 防犯灯設置工事補助金について

- (1) 同補助金は、市防犯灯設置補助金交付規則第3条別表により補助額は防犯灯設置工事の基準単価の50%若しくは基準単価を下回る場合は、積算額の50%となっている。しかしながら、積算ミス等により補助率を超えて交付決定し支給しているのは不適切である。速やかに還付手続きを執るべきである。
- (2) 補助指令年月日がすでに通知されているにもかかわらず支出負担行為伝票が起票されていない事例がある。同補助金交付規則第6条及び市財務規則第58条別表第3に則り事務処理をされたい。
- (3) 補助金請求日以前に支出命令票の起票が行われている事例があり、不適切である。同補助金交付規則第12条及び市財務規則第58条別表第3に則り事務処理をされたい。

5. 補助金支出に際しての実績報告について

下記の補助金については、実績報告がなされていないにもかかわらず補助金が支出されており不適切である。

- (1) コミュニティ助成事業補助金
- (2) 宜野湾市自治会育成補助金（運営費）

環境対策課

1. 狂犬病予防法による登録事務等に関する委託契約について

当該契約は、契約保証金を免除としているが、免除とする根拠条項の記載がない。市財務規則第117条第2項に則り適切な事務処理をされたい。

2. かん・びん・紙・有害ごみ回収業務委託契約について

契約書第8条中の契約保証金条項のただし書きにおいて、「乙が契約を履行しないときは、契約金の100分の10を徴収するものとする。」とあるが、市財務規則第117条に則り、「乙が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上を徴収するものとする。」とするべきである。

3. ごみ収集運搬業務委託契約について

(1) 当該契約は、2件の委託契約が締結されているが、いずれの契約書にも契約保証金に関する事項が記載されていない。市財務規則第115条の規定に則り契約書を作成し、契約締結をするべきである。

(2) 契約書中の消費税の表示で「取引に係る消費税」とあるが、「取引に係る消費税及び地方消費税」と表示するべきである。

4. 生ごみ処理容器購入費補助金事業について

(1) 申請者からの補助金請求書の添付書類である領収書に購入内容が記載されていないものがあり不適切である。

(2) 当該補助金は、ごみの減量化を図ることを目的としているが、利用者への継続的なモニタリングが行われておらず、補助効果（利用状況）が見えない状況にある。過去5年間の申請件数も年々減少傾向にあることから今後の補助の必要性を含め、そのあり方を検討されたい。

5. 大型生ごみ処理機の活用について

当該事業は、学校給食から出る生ごみを堆肥化して、教材園への有効活用を目的に市内小学校2校に貸与されたが、現在は返却されており、その有効活用に向けて検討されたい。

農水振興課

1. 宜野湾漁港内緑地維持及び公衆トイレ管理業務委託契約について

- (1) 当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約で契約締結しているが、予算執行伺の金額、予定価格、見積金額、契約金額がすべて同額となっている。同号は契約の相手方を特定するもので、契約金額まで拘束するものではない。また、予定価格の設定においては市財務規則第97条第2項の規定に則り執行しなければならないが、取引の実例価格等の参考になる資料調書も添付されていないので同項を遵守されたい。
- (2) 課税事業者届出書の中で消費税法の課税事業者であることのみが記載されているのは適切ではない。消費税及び地方消費税に係る課税事業者とするべきである。
- (3) 契約締結の起案用紙に公印使用者の押印がない。また、契約書に割印もれがあるのは適切ではない。

2. 宜野湾市農林漁業生産組織育成事業補助金について

当該補助事業は、同補助金交付規程第4条に規定されている書類（団体の会則及び会員名簿）が添付されていないのは不適切である。

- ・農作物生産振興事業ほか6事業（3団体）

3. 宜野湾市種畜購入補助金について

- (1) 当該補助事業は、実績報告書の提出が同補助金交付規程第8条により「補助事業完了の日から20日を経過した日まで」となっているが、期限を経過して提出されているのは不適切である。
- (2) 同補助金交付規程第10条により、交付を受けてから2年間は事業成績報告をすることになっているが、報告がなされていないのは不適切である。

4. 宜野湾市水産業近代化奨励補助金について

同補助金交付規程第12条により、耐用年数期限内に譲渡する場合は市長の許可が必要となっている。しかしながら、今日まで許可申請の実績はなく補助金交付の趣旨に基づき現況を調査すべきである。

商工振興課

1. 車両購入契約について

予定価格の設定についての添付資料等がなく、積算根拠が不明である。市財務規則第97条第2項に則り、実例価格等を考慮してその積算根拠を明確にするべきである。

2. 契約保証金の免除について

次の契約は、市財務規則第117条第2項第8号を根拠に契約保証金を免除しているが、契約金額が同規則第113条に規定する額の範囲内であり、同第8号を適用して免除するのは適切ではない。また、次の(2)の契約保証金免除条項については、契約書と契約概要書の文言が一致しておらず適切ではない。

(1) 勤労青少年ホーム消防設備保守点検業務委託契約

(2) 宜野湾ベイサイド情報センター消防設備保守点検業務委託契約

3. 宜野湾トロピカルビーチ開き業務委託契約について

(1) 当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約で契約締結をしているが、予算執行向の金額、予定価格、見積金額、契約金額がすべて同額となっている。同号は契約の相手方を特定するもので、契約金額まで拘束するものではない。また、予定価格の設定においては市財務規則第97条第2項の規定に則り執行しなければならないが、取引の実例価格等の参考になる資料調書も添付されていないので同項を遵守されたい。

(2) 市財務規則第117条第2項第3号を適用して契約保証金を免除しているが、同号が適用できるのは、契約の相手方が「地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者」である。しかしながら、当該契約の相手方は同号の資格を有するものではないので適用できない。

4. 勤労青少年ホーム消防設備保守点検業務委託契約について

見積書に見積年月日の記載もれがある。有効期限との関係上、見積年月日の記載は重要であるので、必ず記載させるべきである。

5. 宜野湾ベイサイド情報センター空調室外機部品取替え修理契約について

(1) 見積結果報告書に記載された予定価格と予定価格調書の金額が一致していないのは不適切である。

(2) 見積結果報告書の見積記載金額は消費税抜きで記載され、見積額は消費税込みで記載されており金額が一致していない。見積額を決定するには、課税事業者、免税事業者に関係なく消費税抜きの額で比較するのが望ましい。

6. 宜野湾ベイサイド情報センター消防設備保守点検業務委託契約について

予定価格調書の作成は、市財務規則第114条のただし書きにより調書を省略することができるとなっているが、当該契約は見積書を徴して契約書が作成されており、省略する場合には根拠条項を明記するべきである。

7. 宜野湾ベイサイド情報センター警備業務委託契約について

(1) 当該契約は、平成22年度債務負担行為予算でありながら、会計年度経過後に契約締結しているのは不適切である。

(2) 警備員の配置については、契約書第8条により委託期間の開始前に警備員の名簿を雇用保険、社会保険等の雇用関係の確認できる写しを添付し文書で提出することになっているが、その書類の提出がされていないのは不適切である。

8. はごろも祭りの市負担金について

祭りが中止になった場合の市負担金は、市への返還等について特に取り決めがないため、今年度の次期繰越額が昨年度の約10倍の1千9百万円程になることが見込まれるが、この多額の負担金については市に返還させ、公金として有効活用を図るよう検討していただきたい。

市民課

1. 宜野湾市日直業務委託契約について

予定価格の設定についての添付資料等がなく、積算根拠が不明である。市財務規則第97条第2項に則り、実例価格等を考慮してその積算根拠を明確にするべきである。

2. 無停電電源装置バッテリーパック購入契約について

(1) 当該契約は、「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に係る随意契約で同条別表5の6による。」としているが、同条第1項第6号は「競争入札に付することが不利と認められるとき」に随意契約を締結する場合に適用する条項で、その「競争入札に付することが不利と認められる理由」を明らかにする必要があるが、その理由も不明であり同号を適用するのは不適切である。

(2) 物品供給請書の金額欄は消費税込み額で表示されているが、別行で「上記計に対する消費税及び地方消費税の額又は消費税相当額」として表示されており、前述の金額欄は消費税抜き額とするべきである。

(3) 契約保証金について、起案では「市財務規則第117条第2項第7号により免除する。」としながら、請書では「同項第8号による。」となっている。起案と請書について統一した取扱いをするべきである。